



要配慮者利用施設が作成する 避難確保計画について

令和2年12月16日（水）

宮城県土木部



宮城県土木部

- 1 要配慮者利用施設の避難確保計画作成の義務化について
- 2 避難確保計画作成の前に
- 3 避難確保計画の内容・作成方法
- 4 避難確保計画の見直し



1 要配慮者利用施設の避難確保 計画作成の義務化について

要配慮者利用施設とは

要配慮者利用施設の定義

- 高齢者，障害者，乳幼児，児童，妊婦，病人等，防災上の配慮を要する者の利用する施設。（水防法第15条第1項第4号，土砂災害防止法第8条第1項第4号）
- 要配慮者利用施設は，県内に約8,000施設。

要配慮者利用施設の種類

①社会福祉施設

老人福祉施設，身体障害者社会参加支援施設，障害者支援施設，地域活動支援センター，福祉ホーム，障害福祉サービス事業所，保護施設，児童福祉施設，母子・父子福祉施設，障害児通所支援事業所，母子健康センター等

②特別支援学校，幼稚園

③病院，診療所，助産所

等々



要配慮者利用施設の避難確保計画作成の義務化について

平成28年8月30日

台風10号が岩手県大船渡市に上陸。これに伴う大雨により小本川が氾濫し、岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、入所者9人が亡くなる被害が発生した。

課題

- ①大雨警報や洪水警報等が発令されており、市町村は避難勧告の発令基準を満たしていることを認識していたにもかかわらず、緊急時の混乱で警戒情報等が適切に市町村長に伝わらなかったため、確実な避難勧告の発令ができなかった。
- ②防災情報が要配慮者利用施設の管理者等に十分理解されておらず、また、避難確保計画の策定や避難訓練が十分に実施されていないため、早期避難行動に踏み切れなかった。

平成29年6月19日

- 水防法及び土砂災害防止法が改正となり、洪水による浸水が想定される区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（※）の管理者は避難確保計画作成及び避難訓練の実施が義務付けられた。

※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象。

- 施設管理者が計画を作成しない場合には、市町村長が必要な指示を行い、それに従わない場合にはその旨が公表されることとなった。
- 作成した計画は市町村に提出する必要がある。

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成義務化を踏まえ、**各施設には速やかな避難確保計画の作成**が求められます。

計画の作成に当たっては、

- ① 避難確保計画作成の必要性に関する理解を深め、
計画作成に着手する
- ② 計画作成方法や記載すべき計画内容を学び、
計画を完成させる
- ③ 作成した計画をより実効性のあるものにするため、
見直し・改善を図る

ことが重要！

作成する前にポイントを押さえましょう！

① 計画作成の前に

避難確保計画作成の必要性に関する理解を深める

ポイント①

- ・災害リスク及び区域指定（洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域）の理解
- ・ハザードマップの理解
- ・避難方法の理解

② 計画の作成

計画作成方法や記載すべき計画内容を理解し、具体的な内容を検討

ポイント②

- ・防災体制の確立
- ・防災関連情報の入手先の把握
- ・「いつ」「どこに」「どのように」避難するかを検討・整理

③ 計画の見直し

作成した計画をより実効性のあるものにする

ポイント③

- ・避難訓練により作成した計画を確認
- ・「自助」（施設単独）だけでなく「共助」（地域連携）の視点からの計画見直し



2 計画作成の前に

避難確保計画作成の必要性に関する理解を深めましょう！

- 要配慮者（高齢者・障害者・乳幼児その他特に配慮を要する者）は、一般的な住民と比較して、**避難等に多くの時間を要する可能性があり、逃げ遅れによる被害が多い。**
- 水害時、土砂災害時の適切な判断には、**平常時からの事前イメージ**が重要。
- 災害時に起こりうる状況をイメージするためには、**施設敷地や施設周辺の水害・土砂災害リスクへ理解を深めることが重要。**
- **「いつ」「どこに」「どうやって」**避難するかを事前に検討・整理しておくこと。